

No.	項目	意見	対応	件数
1	条例（案）全般	条例案に賛成です。	ご意見ありがとうございます。	1
2	条例（案）全般	生産者や消費者の視点からの記述が不十分だと思うので、条文の中に盛り込んでほしい。 【理由】 生産者の保護、消費者の食の安全が最も優先されなければならないと思います。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としております。生産者の保護、消費者の食の安全が最も優先されなければならないとの意見はとても重要なことと認識しておりますので、頂いたご意見は関係部局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。	1
3	前文2行目	「米や果物…」を「稲や果樹、野菜等を」とすべき。 【理由】 野菜の粗生産額は果樹の2倍はあるので、野菜を付け加え、農作物なので「稲、果樹」とした方が整合性がでるのではないかと。	ご意見ありがとうございます。 「稲や野菜、果樹を・・・」に修正しました。	1
4	前文2、4、13行目	「農産物」を「農林産物」とすべき。 【理由】 具体的には林産物はないが、トータルとして「農林産物」と定義した方が統一性が取れるから。	ご指摘ありがとうございます。本条例において、林産物で対象とするのはきのこののみです。「農林産物」はスギ等の木材も含み、誤解を招くと考えます。「農産物等」とし、「等」でこのを含めることとしています。	1
5	前文4行目	「…農作物等が本県農振業を支え…」を「…農林産物の生産が本県農林業を支え…」とすべき。 【理由】 農林産物の生産が本県農業を支えるのではないかと。	ご指摘ありがとうございます。 農産物等につきましては、上記の理由により現状のままいたします。 また、ご指摘のとおり「農産物等の生産が本県農林業を支え・・・」に修正しました。	1
6	前文8行目	「東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」とすべき。 【理由】 一般的な呼称の方が分かりやすいから。	ご指摘ありがとうございます。 他の例規では「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」としているものが多いため、統一した表記にしております。	1
7	前文10行目	「重大な影響を及ぼし…」の後に「今なお風評被害により農林水産物の価格が低迷している」を加筆すべき。 【理由】 影響の具体的な内容を記述した方が理解しやすいため。	ご指摘のとおり風評の被害は今なお続き販売棚や価格の回復には至っていない現状であります。しかしながら、本条例では、種苗の安定供給の条例であり、風評被害は強調せず、「重大な影響を及ぼした」という表現にとどめました。	1
8	前文14行目	「…競争力を高め、ブランド化を推進することが重要である。」を「…ブランド化を推進し、競争力を高めることが重要である。」とすべき。 【理由】 語句を分かりやすくした方がよいのではないかと。	ご指摘のとおり修正しました。	1
9	前文	自然を尊敬し、植物の自然な環境、生態系を守り、環境多様性を希求する。 大自然の自然な営みを手本とする理想の高い理念を関係機関、で共有することの内容を盛り込む。 【理由】 生物の世界は、多様性を持っている。様々な環境変化によって、生物が絶えないように仕組まれている。それが本来の生命の在り方である。多様性を損ねれば、環境変化によって、食料供給が打撃を受ける事態も考えておかねばならない。人類は過去何千年もそういう自然の恩恵を受けて農耕を営んできた。 ともすると、利益最優先の営み、or高利主義は、大自然の深淵な仕組みを破壊し、市民にとって取り返しのつかない事態になりかねないとする。 豊かな心、豊かな未来豊かな農業を希求する事が基本理念に無ければならないと考える。 特定品種登録や、登録品種の調査、その他に相当量の負荷が発生することになるが、支援する事により本来業務農業に専念できる様にすることが求められると考える。	ご意見ありがとうございます。 「自然を尊敬し、植物の自然な環境、生態系を守り、環境多様性を希求する。」ことはとても重要なことと考えます。頂いたご意見は、関係部局と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
10	2（1）目的	「…特色ある農産物等の生産及び流通を…」を「…農林産物等の生産を拡大するとともに、流通量の一層の増大を…」と修正すべき。 【理由】 農産物と言ったり農林産物と言ったり統一性がないため。又、より具体的に記述した方がよいのではないかと。	ご指摘のとおり、農林産物等の生産拡大と流通量の一層の増大が、持続的な農林業の発展には不可欠と考えております。本条例の目的は、新品種を開発し、その新品種の種苗を安定的に供給して、特色ある農産物等の生産と流通を図ることを目的としているため、このような表現にしております。	1

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応	件数
11	2（1）目的 2（3）基本理念 2（4）県の責務	消費者の健康、安心安全を基とする文言を入れてほしい。 【理由】 消費者の立場を盛り込むことで県民の理解が広がると思う。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としており、消費者の健康や安心安全に関する視点としては、2（3）基本理念に「…安全で安心できる食料の安定的な供給に不可欠…」と謳っております。	36
12	2（2）定義③	主要農作物だけでなく、特定農作物も含めた点はとても良いと思います。 【理由】 福島県の種子条例制定を心待ちにしておりました。持続可能な農業のためにも条例の制定は喜ばしいことと思います。次世代へ優良な種苗が引き継がれることを願います。	ご意見ありがとうございます。 早期の制定を目指し手続きを進めて参ります。	1
13	2（2）定義④～⑩	農林業を営む者、とありますが、一般の家庭菜園を営んで来た者達も含むべきである。 【理由】 今後、家庭菜園での種の増殖も（採種も）、禁止になるので、それをくいとめたい。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を農林業を営む生産者に安定的に供給していくことを目的としております。 なお、家庭菜園における種苗の自家採種は、種苗法改正後も今までどおり変更はありません。	1
14	2（2）定義④種苗	「全部又は一部」の後に「及び種子」を加筆。 【理由】 栄養繁殖だけでなく種子繁殖が必要であるため。更に、種子法が廃止されて以来種子法に代わる条例がなかったため。	「種苗法」で定義された種苗を記載しており、「植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの」に種子も含まれております。	1
15	2（2）定義⑩周辺営農者	削除すべき。 【理由】 周辺営農者の役割と必要性が分からないため。	水稻の種子場においては、イネ「ばか苗病」が重要な病害となっています。水稻の一般種子の品質向上のためには、種子場の周辺の生産者の協力が不可欠であることから、定義の中に位置づけることにしています。	1
16	2（2）定義①～③	主要農作物・特定農作物・奨励品種とありますが、今までの固定種等も、含んで頂きたい。 【理由】 有機栽培農家等、伝統的な在来種を栽培してゆきたいため。		1
17	2（2）定義の次に追加	在来品種 その土地で永年作られてきた品種をいう、を追加すべきである。 【理由】 近年の気候変動に対処できるのは、その土地で作られてきた品種であること。京野菜などのようにブランド化し、販売力もアップさせる可能性を持つから。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としております。 在来種を保護するとともに、その生産振興を図ることは、重要な取組と考えますので、今後の施策の参考にさせていただきます。	1
18	2（2）定義の次に追加	在来品種の保護を、追加すべきである。 【理由】 先人たちが守り続けてきた品種を、未来の人に残す義務があると感じるから。		1
19	2（2）定義の次に追加	家庭菜園で出来た固有種のやりとりについての保護策を考えてください。 【理由】 食の安全、出所がはっきりし、安心して食べれるように。		1

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応	件数
20	2（4）県の責務 2（6）県民に対する理解の促進	県として県産品の添加物表示義務化。或いは県に報告義務がホームページで市民に情報提供する。 【理由】 県産品の商品に詳細に添加物の表示があれば消費者の関心が高まる。また生産者も堂々と安全な農作物を生産できる。		2
21	2（4）県の責務	戦略部門の設置 【理由】 たぶん、多国籍企業と農家との対決は想定されることと思います。多国籍企業の強い立場を利用して弱い立場の農家を取り込もうとするところもあるだろう。国の法律も大企業、多国籍企業に有利な方向に作られていると思います。その時になって「どうしよう！」では、間に合わない。何が起こりえるか、戦略的に考えて、農家と消費者の側に立って事前に手を打っていかねばならないと考えます。将来の食糧危機があるかもしれない。その時に福島県の食糧生産が壊滅的な状態になっていないよう長期的、戦略的に手を打っていく必要があると思います。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としており、頂いたご意見につきましては、関係部局と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。	1
22	2（6）県民に対する理解の促進	学校給食や、県関連事業所での地産食品の優先採用を方針とする。 【理由】 学校などで地元の食材を活用する事により、子供たちの関心が高まり、やがて大人になり、食品に対する意識が高まるのではないかと思うから。		1
23	2（6）県民に対する理解の促進	有機栽培マーク（又はキャラクター）をランクに分けて制定する。 【理由】 生産者が堂々と安全な農作物を生産できる。また、消費者も買い物のたびに有機栽培マークを目にすれば、関心も高まると考える。		1
24	2（7）奨励品種の指定	遺伝子組み換え・ゲノム編集の品種指定はしてほしくありません。 【理由】 確実に安心安全性が確認されていないので心配です。	ご意見ありがとうございます。 遺伝子組み換え作物については、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」や食品衛生法、飼料安全法といった法律によって規制されており、国内で食用の作物は栽培されておりません。 また、現在農業総合センターでは、遺伝子組み換えやゲノム編集による品種開発は実施しておりません。	85
25	2（7）奨励品種の指定	遺伝子組み換えやゲノム編集された食品については「ハッキリ」表示する事。 【理由】 安心安全な食品を食べたいため。	本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としており、頂いた意見につきましては、関係部局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。	1
26	2（7）奨励品種の指定	県は、登録されたことのない在来種や一般品種も、できるだけ多く登録していただきたい。そして農家が自由に自家増殖できる余地を残しておいていただきたい。 【理由】 在来種であっても、多くの農家で生産される様になった場合、もし、これが一企業によって敵対的に登録されたならば、いままで生産できたものが、生産できなくなってしまう。 また気候変動等自然環境の急激な変化が起こった場合でも、在来種の中にその気候に適したものが存在しているかも知れない。それが多様性の意義と思うのでできるだけ多くの在来種の登録を願いたい。 地域の伝統的な在来種であっても一企業に登録されてしまえば、栽培できなくなるのでは無いか。 邪魔な農家をつぶすために敵対的品種登録、が行われる可能性だって0ではないと思う。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としており、奨励品種の指定は基本的に県が開発した品種を想定しています。 なお、在来品種も含め、一般品種については、品種登録ができないこととなっており、従来どおり農家が自家増殖することについて制限はありません。 頂いたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	1

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応	件数
27	2（8）奨励品種の開発	品種の開発については、従来の育種方法によるべきである。 【理由】 ゲノム編集による品種開発が進められているが、危険性を示す研究報告が増えている。研究におけるゲノム編集は容認されても、実際の圃場における栽培は予防原則の観点から行われるべきではない。有機栽培においても遺伝子組み換え同様採用されるべきではない。	ご意見ありがとうございます。 県の農業総合センターで実施している品種開発は、従来の人工交配による方法で行っております。	1
28	2（11）検査の実施	「基準に基づき」の次に「奨励品種の指定にかかわる会議の設置及び検査の実施に関わる組織及び基準等の詳細を定めた規則」を制定すべき。 【理由】 規則の内容を加えるべき。	ご意見ありがとうございます。 奨励品種の指定にかかわる会議の設置や検査の実施基準等につきましては、主要農作物においては、既存の要綱、要領を本条例に基づく要綱、要領と位置づける予定です。また、園芸品目については、新たに条例に基づく要綱、要領を制定していく予定です。	1
29	2（14）知的財産権の保護	適切に管理するようお願いします。	ご指摘ありがとうございます。 適切な管理に努めてまいります。	1
30	2（14）知的財産権の保護等	「県が品種開発を行った」後に「育成者の権利を保護するとともに」を加筆する。 【理由】 品種の育成者の権利を保護する必要があるから。	ご意見ありがとうございます。 「知的財産権を適切に管理し」の記載に、育成者の権利の保護も含めております。	1
31	2（14）知的財産権の保護等	県オリジナルの品種は永遠に守り確保していただきたい。 【理由】 福島県民の財産として県内の農業が発展して農業従事者が増える為に。	ご意見ありがとうございます。 県オリジナル品種の知的財産権につきましては、関係法令等に基づき、適切に管理してまいります。	65
32	2（14）知的財産権の保護等	農家の自家採種や自家増殖に便宜を図る条文を入れてほしい。 【理由】 農家の経済的負担を軽減するため。	ご意見ありがとうございます。	85
33	2（14）知的財産権の保護等	農家が種子を自由に手に入れることができないのでは農家の方が農業から離れていくでしょう。 自給率40%以下の日本で食料難に対応していけるのでしょうか？新種苗法は特定の種子会社を守るための法でしかないのでは？	県オリジナル品種の自家増殖につきましては、アスパラガスやリンドウのF1品種とこのを除き、イチゴや果樹、そばについては、県内生産者に限り、これまでどおり、手続不要かつ無償で自家増殖を許諾することとしております。 水稻については、種子更新を基本としておりますが、「福、笑い」を除き特別な理由がある場合には、県内生産者に限り、手続不要かつ無償で許諾することとしております。	3
34	2（14）知的財産権の保護等	私は農業を始めて20年ぐらいで、毎年トマト、きゅうり、なすとかおいしいものは自分で種を取って作っていました。しかし、種子を自由に自分で取ることが出来なくなったら、農家の方が農業から離れすたれているでしょう。 自給率40%以下の日本で食料難に対応していけるのでしょうか。新種苗法は特定の種子会社を守るための法でしかないと思います。 これからの農家のため、ささやかな楽しみの種を取って自分の好きな野菜を作る楽しみを奪わないでほしいので、種子法を自由にしてほしいです。	なお、詳細につきましては、「種苗法改正に伴う県オリジナル登録品種の利用制限に関する方針」に整理し、ホームページ上で公開しておりますので、参考にしてください。	1
35	2（14）知的財産権の保護等	法令では各都道府県の優良な育種知見を民間に提供しなければならないとされているが、条例で厳しい条件を付けて欲しい。 【理由】 一部の企業と、特に海外の多国籍企業が優良な品種を独占支配し、生産農家が高い種子代や許諾料を支払うような状況にしてはならないと思います。	ご意見ありがとうございます。 県が開発したオリジナル品種につきましては、意図しない国外や地域への流出防止に努め、県内の農業振興につながるよう適切に管理してまいります。	1
36	（14）知的財産権の保護等	県が開発した品種の知的財産権、育種にかかわる知見を管理、維持すべきである。 【理由】 農業競争力強化法の第8条4項に「民間事業者への提供を促進すること」とされており、海外企業も該当するとされている。県内農業発展のために育種権を堅持し、民間利用を抑制すべき。		1

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応	件数
37	2（14）知的財産権の保護等	<p>農家の方の開発努力に対し、経済的援助を図っていただきたい。</p> <p>【理由】 県内農家の経済的負担を軽減するため。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例は、県オリジナル品種等の種苗を将来にわたって安定的に供給していくことを目的としております。</p> <p>頂いたご意見は関係部局と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>	1
38	2（16）新しく項立する	<p>「この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定める」と加筆すべきである。</p> <p>【理由】 条例に必要なことが出てくればその都度、条例を改正するのではなく、規則で付け加えることが出来るようにしておく必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、詳細を定めた規則や要綱要領が必要と考えます。「委任」の項目を設け、「この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める」の記載を追加する予定です。</p>	1